

令和2年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和2年8月6日(木) 午前10時00分～午前10時53分

2. 場 所 竹田市役所庁議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳、2番 山村 徹、3番 長野 幸生、4番 和田 京子、5番 佐藤 隆幸、
6番 佐藤 博一、7番 首藤 徳子、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子、10番 麻生 章治、
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第61号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	17件
議案第62号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	6件
議案第63号	農用地利用集積計画の承認について	37件
議案第64号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第65号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第66号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第67号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第68号	非農地証明について	2件
議案第69号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番長野幸生委員、4番和田京子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第13号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

1番の案件は、議案第61号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。続きまして、報告第14号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第61号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	17件
議案第62号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	6件
議案第63号	農用地利用集積計画の承認について	37件
議案第64号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第65号	農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第66号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第67号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第68号	非農地証明について	2件
議案第69号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件

以上、70件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第61号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。井出君。

農政課

農政課の井出と申します。よろしく申し上げます。議案第61号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1 番から 1 5 番の案件は、1 0 年間の賃借権による権利の設定を行うものです。

1 6 番の案件については、1 0 年 4 ヶ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

1 7 番の案件は、1 0 年 4 ヶ月間の賃借権による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第 6 1 号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 6 1 号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 1 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第 6 2 号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。井出君。

農政課

先の議案第 6 1 号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第 6 2 号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による 1 0 年間及び 1 0 年 4 ヶ月間の使用貸借及び賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済」です。

2 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済」です。

3 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済」です。

4 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

6番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第62号について、担当課による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

3番 長野幸生委員

人・農地プランの中心的担い手としてマッチングする場合、その地区に認定農業者がいない場合、他地区の認定農業者でなければいけないのですか。それとも地区で農業をやっている人で、担い手としてやがて認定農業者になる人でも良いのですか。

農政課

私の方からお答えします。人・農地プランの中心経営体というのは、必ずしも認定農業者であったり認定新規就農者であったりする必要はありません。地域の中で、今後後継者になっていく人や退職されて新しく農業をされる方についても地域の担い手と位置付けて頂ければありがたいと思っています。

3番 長野幸生委員

はい、わかりました。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第62号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。

(午前10時12分)

議長

再開します。

(午前10時13分)

続いて、議案第63号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力は3人、果樹栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

3番及び4番、26番から28番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。2年8ヶ月間の賃貸借、新規設定です。

5番から13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。2年間の賃貸借、新規設定です。

14番の借り手は、〇〇〇〇氏です。2年8ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力3人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

15番及び16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。

17番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

18番から21番の借り手は、〇〇〇〇氏です。18番及び19番は5年間の、20番は6年間の、21番は10年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

22番及び23番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。

24番及び25番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。24番は、9年5ヶ月間の、25番は5年5ヶ月間の賃貸借、新規設定です。

29番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

30番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。8年5ヶ月間の賃貸借、新規設定です。

31番から34番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

35番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。4年8ヶ月の賃貸借、新規設定です。

36番の借り手は、〇〇〇〇氏です。20年間の使用貸借、新規設定です。労力6人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

37番の借り手は、〇〇〇〇氏です。20年間の使用貸借、新規設定です。労力5人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

尚、36番37番については、耕地面積がゼロとなっていますので、今回新規ということでこの営農計画書を皆様の所にお配りしています。A3の紙があると思いますが、こちらを提出していただいています。

全ての案件について現地調査した農業委員及び農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

3 番 長野幸生委員

37番の81歳の方の契約が20年になっていますが、101歳までですか。この方が親方ですか。

7 番 首藤徳子委員

現地に行ってお話をさせていただいたのですが、後継者もいますのでということです。

3 番 長野幸生委員

新規就農者ですか。よそから来た人ですか。ここにいるのですか。

7 番 首藤徳子委員

もともといた人ですが、会社とか組織のありかたを変えてこういう形になりました。

事務局

補足をさせていただきます。36番37番については貸し手の所が、〇〇〇〇になっています。〇〇〇〇というのが、〇〇番〇〇〇〇氏・〇〇番〇〇〇〇氏ともう1人の3人で始めた会社です。現在1人辞められて別々に出荷をしているので、こういう形で改めて契約をしています。20年間というのは、最長20年間というのがありますし、何度も契約する必要が無いということで長期の契約をしています。

3 番 長野幸生委員

わかりました。

5 番 佐藤隆幸委員

質問よろしいですか。最低20年間というのは、どういう縛りですか。

事務局

最低ではなくて、最長です。最長20年間までいけます。最低は何か月という人もいます。

3 番 長野幸生委員

21番、契約が10年間になっていますが、これは中間管理機構を通したほうが良いのではないですか。

事務局

今回の利用権設定において、新規が目立ちますが、これは国の高収益作物次期作支援交付金申請のため、今まで契約をしていない人が新たに契約を結んだことによるものでございます。農協に交付金の申請書を出すのですが、その中で中間管理機構を通すと時間がかかるので基盤強化促進法による利用権設定を選択したということでございます。

議長

他にないですか

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第63号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第64号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第64号の1番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第64号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第64号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第65号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第65号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から 譲受人 ○○○○氏へ、申請地 竹田市大字植木字入草○○○○番 田2筆 合計面積 3,037平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより、公社が行う農地売買支援事業での、所有権の移転です。

譲受人の経営規模は、29,307平方メートルであり下限面積要件を満たします。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

報告いたします。議案第65号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台を所有しています。稲作・畜産の農家で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のとおり確認しました。

議長

只今、議案第65号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第65号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認については承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

説明の前に、新しい委員がおられますので報告申し上げます。

委員が説明するものについては、あちらのスクリーンに映しますので、そちらのほうも併せて場所等を見ていただければと思います。

では、議案第66号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字次倉字堀川〇〇〇〇番 外1筆 田2筆 合計面積2,967平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、8,280平方メートルとなり、下限面積要件を満たします。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第66号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

この人の実家が、田のすぐ横にあります。本人は〇〇〇〇に出ていて実家には住んでいません。自分の家に隣接する農地ですので、購入するということです。よろしくをお願いします。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第66号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字今字本村〇〇〇〇番 外3筆 畑4筆 合計面積8,979平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の取得後の経営規模は、102,311.84平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

報告の前に菅生の道の駅の手前の交差点を右に曲がっていくと〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。その家の方です。

議案第66号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4名です。今の時期は、臨時雇用を5～6名しています。農機具は、トラクター7台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第66号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字池畑〇〇〇〇番 外23筆 田24筆 合計面積54,840平方メートルを親子間により所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、80,920.88平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第66号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名であります。農機具は、トラクター1台、田植え機（共同）1台、コンバイン1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上報告いたします。

議長

只今、議案第66号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第66号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第67号の1番の案件は、申請地 竹田市大字君ヶ園字矢倉〇〇〇〇番 外2筆 合計面積685.14平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象とな

っていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、現在借家に住居しており、持ち家を考え、申請地の所有権を移転し住宅建設を計画したものです。排水については、既存側溝へ流す計画で、市の建設課との協議済みです。工事期間は、令和2年9月1日から令和3年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第67号の2番の案件は、申請地 竹田市直入町大字長湯字仲村〇〇〇〇番 外2筆 合計面積5,688平方メートルの田です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、畜舎及び堆肥舎です。申請者は、畜産経営の農家で、既存の畜舎だけでは足りなくなったため、新たに畜舎の建設を計画したものです。排水については、既存側溝へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。ただ畜舎の建設にしては、面積が広いと感じる方もいるかと思いますが、後継者もいますし将来的にこのくらいの面積を活用して畜産をするのが夢ということです。隣接地の民家がありますが、その了解も得ているということで現地を確認しました。

議長

只今、議案第67号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第67号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第68号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第68号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字玉来字上ノ迫○○○番 登記地目 畑1筆 面積71平方メートルは、昭和44年に相続登記をしたが、県外に居住しているため農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。以上です。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第68号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字次倉字堀川○○○○番外 登記地目 田7筆・畑4筆 合計面積7,754.91平方メートルは、周囲を山に囲まれており、管理していた父が昭和59年に他界して、農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

6 番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6 番 佐藤博一委員

2 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第 6 8 号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 6 8 号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 8 号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第 6 9 号 農地利用最適化推進委員の辞任について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第 6 9 号の案件は、農地利用最適化推進委員の〇〇〇〇委員から「病気治療により活動ができないため」辞任願いの提出がありました。農業委員会に関する法律第 2 3 条「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」となっております。

議長

只今、議案第 6 9 号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

6 番 佐藤博一委員

辞任した場合は、新たに委員を出さなくてよいですか。

事務局

委員が辞任した場合には、速やかに推進委員を選任することが適当とありますので、本日皆様の承認が得られれば、明日 8 月 7 日から募集を始め、期間につきましては最低 2 4 日間という農水省の通知があります

ので、8月31日まで募集をかけるよう考えています。

議長

他にないですか

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第69号 農地利用最適化推進委員の辞任について同意することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 農地利用最適化推進委員の辞任については、これに同意することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第9回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。
(午前10時53分)

【閉会:午前10時53分】

令和2年8月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....